

合を無視し組合の決議や行動に對し、相當の注意を拂はざるの意義に解釋すれば是れ絶對的問題に非らざりて關係的問題である。若し夫れ組合の基礎鞏固にして其行動や穩健なる場合には之に對して相當の敬意を表し其意思を尊重するは資本家の當然執るべき方針なり人も、然らざる組合に對しては資本家は行動の自由を留保するも何等非議すべきことではないのである。此意義に於ける團結権否認の當否は組合其物の實体に依つて分るゝことにして之に關する本會の態度も亦概括的に説明することかたむきなないのである。尚ほ進んで團結権否認の意義に就き最も進歩せる解釋を附し資本家が組合の代表的契約を否認するの場合作假定せんか、代表的契約の如きは勞働組合の將來の理想として自然の

趨勢なることは歐米の實例に依り之を明かにすることを得ては、我國に於ける現實の問題として未だ輕々に論断し難きことである。歐米諸國中勞働組合の進歩最も著しき所に於ては此事實の行はるゝ場合少ながらあるも、我國の如き勞働組合法は未だ制定せられず、加之に組合の發達尚ほ幼稚なる所にありて遽かに斯の如き要求の容認を得難きは已むを得ざる事である。而して之を以て直ちに團結権の否認となすは本會の與せざる處である。

この意見書は勞働組合と團結権を是認する趣旨を明らかにしたものであるが、同問題に對して本會のつた態度は一級社會及び勞働者側の期待を裏切つたもの、如く考へ